

第 153 号 (令和 5 年 12 月 15 日 発行)	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

**[条例]**

- △ 横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例の一部を改正する条例【温暖化対策統括本部調整課】 3

**[規則]**

- △ 横浜市地区センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【市民局地域施設課】 4

**[告示]**

- △ 横浜市財政事情及び公営企業の業務状況の公表【財政局財政課】 6
- △ 横浜市市税の収納事務の委託【財政局徴収対策課】 7
- △ 神奈川区神之木台における街区の変更【市民局窓口サービス課】 8
- △ 生活保護法に基づく医療機関の指定【健康福祉局生活支援課】 10
- △ 生活保護法に基づく施術者の指定【健康福祉局生活支援課】 13
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の変更【健康福祉局生活支援課】 14
- △ 生活保護法に基づく指定施術者の変更【健康福祉局生活支援課】 15
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の休止【健康福祉局生活支援課】 16
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 17
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退【健康福祉局生活支援課】 19
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の変更【健康福祉局生活支援課】 20
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 26
- △ 特定生産緑地の指定【環境創造局農政推進課】 27
- △ 市道区域の供用の開始【道路局路政課】 28

**[公告]**

- △ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】 29
- △ 同【経済局商業振興課】 31
- △ 事後調査結果報告書の提出【環境創造局環境影響評価課】 33
- △ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壌環境課】 34
- △ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除【環境創造局水・土壌環境課】 35
- △ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除【環境創造局水・土壌環境課】 36
- △ 横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壌環境課】 37
- △ 排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】 38
- △ 同【環境創造局管路保全課】 39
- △ 建築協定の認可【建築局建築企画課】 40
- △ 総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定【建築局市街地建築課】 41
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 42
- △ 同【建築局調整区域課】 43

△	同	【建築局調整区域課】	44
△	同	【建築局調整区域課】	45
△	同	【建築局調整区域課】	46
△	建築基準法に基づく道路の指定【建築局建築企画課】		47
△	建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】		48
△	建築基準法に基づく指定道路の廃止【建築局建築指導課】		49
△	建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】		50
△	同	【建築局建築指導課】	51
△	同	【建築局建築指導課】	52
△	同	【建築局建築指導課】	53
△	同	【建築局建築指導課】	54
△	同	【建築局建築指導課】	55
△	同	【建築局建築指導課】	56
△	土地区画整理組合の解散の認可【都市整備局市街地整備調整課】		57
	【区告示】		
△	認可地縁団体の告示事項の変更【金沢区地域振興課】		58
	【水道局】		
△	横浜市水道局企業職員の給与に関する規程及び横浜市水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程【人事課】		59
	【交通局】		
△	横浜市乗合自動車の運転系統の一部改正【路線計画課】		71
	【教育委員会】		
△	横浜市指定有形文化財の指定【生涯学習文化財課】		73
	【区選挙管理委員会】		
△	委員長等の氏名【港北区】		74
△	同	【緑区】	75
△	同	【青葉区】	76
△	同	【都筑区】	77
	【人事委員会】		
△	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則【調査課】		78

---

## 条例

---

横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 12 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市条例第 30 号

横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例の一部を改正する条例

横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例（令和 3 年 6 月横浜市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「第 2 条第 2 号」を「第 2 条第 1 項第 2 号」に改める。

附 則

この条例中、第 11 条の改正規定（「第 2 条第 2 号」を「第 2 条第 1 項第 2 号」に改める部分に限る。）は公布の日から、同条の改正規定（「第 2 条第 2 号」を「第 2 条第 1 項第 2 号」に改める部分を除く。）は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

---

規 則

---

横 浜 市 地 区 セ ン タ ー 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 施 行 期 日 を 定 め  
る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

令 和 5 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 規 則 第 85 号

横 浜 市 地 区 セ ン タ ー 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 施 行 期  
日 を 定 め る 規 則

横 浜 市 地 区 セ ン タ ー 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 ( 令 和 3 年 12 月 横  
浜 市 条 例 第 54 号 ) は 、 令 和 6 年 1 月 11 日 か ら 施 行 す る。

附 則

こ の 規 則 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る。

---

告 示

---

横 浜 市 告 示 第 611 号

横 浜 市 財 政 事 情 及 び 公 営 企 業 の 業 務 状 況 の 公 表

地 方 自 治 法 ( 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ) 第 243 条 の 3 第 1 項 、 横 浜 市 財 政 事 情 の 公 表 に 関 す る 条 例 ( 昭 和 39 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 21 号 ) 及 び 横 浜 市 将 来 に わ た る 責 任 あ る 財 政 運 営 の 推 進 に 関 す る 条 例 ( 平 成 26 年 6 月 横 浜 市 条 例 第 29 号 ) 並 び に 地 方 公 営 企 業 法 ( 昭 和 27 年 法 律 第 292 号 ) 第 40 条 の 2 、 横 浜 市 病 院 事 業 の 設 置 等 に 関 す る 条 例 ( 昭 和 41 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 60 号 ) 、 横 浜 市 下 水 道 事 業 の 設 置 等 に 関 す る 条 例 ( 昭 和 41 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 61 号 ) 、 横 浜 市 埋 立 事 業 の 設 置 等 に 関 す る 条 例 ( 昭 和 41 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 62 号 ) 、 横 浜 市 水 道 事 業 及 び 工 業 用 水 道 事 業 の 設 置 等 に 関 す る 条 例 ( 昭 和 41 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 64 号 ) 及 び 横 浜 市 交 通 事 業 の 設 置 等 に 関 す る 条 例 ( 昭 和 41 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 65 号 ) に 基 づ き 、 横 浜 市 財 政 事 情 及 び 公 営 企 業 の 業 務 状 況 を 別 冊 の と お り 公 表 す る 。

令 和 5 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 告 示 第 612 号

横 浜 市 市 税 の 収 納 事 務 の 委 託

地 方 自 治 法 施 行 令 ( 昭 和 22 年 政 令 第 16 号 ) 第 158 条 の 2 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 横 浜 市 税 の 収 納 事 務 を 次 の と お り 委 託 し た 。

令 和 5 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受 託 者 の 名 称	受 託 者 の 所 在 地	委 託 し た 期 間
株 式 会 社 電 算 シ ス テ ム	岐 阜 県 岐 阜 市 日 置 江 1 丁 目 58 番 地	令 和 5 年 4 月 1 日 か ら 令 和 8 年 5 月 31 日 ま で

横浜市告示第 613 号

神奈川区神之木台における街区の変更

横浜市住居表示に関する条例（昭和 39 年 9 月横浜市条例第 95 号）  
第 2 条の規定に基づき、神奈川区神之木台の街区を次のとおり変更  
する。

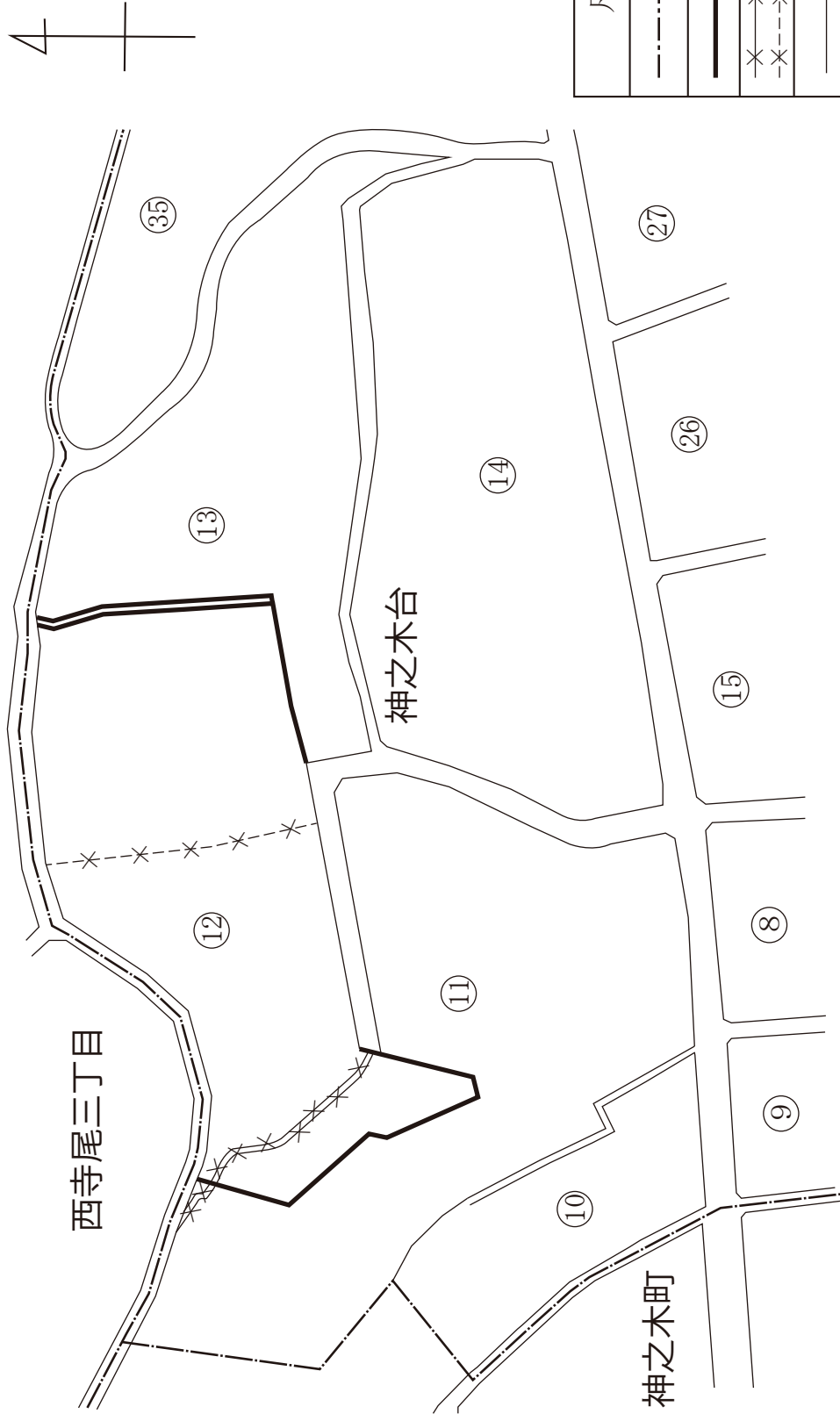
令和 5 年 12 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 変更する街区  
神奈川区神之木台 11 番、12 番及び 13 番街区（別図のとおり）
- 2 実施期日  
令和 5 年 12 月 15 日

別図

神奈川区神之木台における街区の変更図



凡	例
---	町界
—	新街区界
×× -×-×-	旧街区界
—	街区界
⑫	街区符号



横浜市告示第 614 号

生活保護法に基づく医療機関の指定

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

令和 5 年 12 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 診療所又は薬局

指定年月日	名称	所在地
令和 5 年 6 月 11 日	雨宮歯科医院	神奈川区三枚町 244 番地
令和 5 年 8 月 17 日	平石耳鼻咽喉科医院	金沢区釜利谷東二丁目 16 番 36 号
令和 5 年 8 月 22 日	坂田歯科クリニック	磯子区岡村五丁目 20 番 15 号
令和 5 年 9 月 1 日	南区休日急患診療所	南区宿町四丁目 76 番地の 1
令和 5 年 9 月 25 日	耳鼻咽喉科樋口医院	鶴見区豊岡町 20 番 7 号
令和 5 年 10 月 1 日	あけぼの薬局神大寺店	神奈川区神大寺一丁目 13 番 46 号
同	井出整形外科クリニック	西区久保町 43 番 11 号
同	まゆみ薬局	南区宮元町 2 丁目 36 番地
同	カレン薬局南横浜店	港南区上大岡西二丁目 1 番 19 号
同	ささお眼科	旭区二俣川 1 丁目 45 番地の 81
同	ユニスマイル薬局金沢文庫店	金沢区釜利谷東二丁目 16 番 32 号
同	湘南薬局	戸塚区品濃町 548 番地の 2
同	湘南薬品戸塚駅西口薬局	戸塚区戸塚町 16 番地の 1
同	安藤形成外科皮フ科クリニック	戸塚区吉田町 112 番地の 2
同	湘南薬品大船グランシップ薬局	栄区笠間二丁目 2 番 1 号

令和 5 年 11 月 1 日	やこう内科クリニック	鶴見区矢向六丁目 10 番 9 号
同	やこう調剤薬局	鶴見区矢向六丁目 10 番 13 号
同	横浜 MK アイクリニック	西区南幸 1 丁目 1 番 1 号
同	そよ風薬局能見台店	金沢区富岡西六丁目 18 番 23 号
同	大倉山駅前港北歯科クリニック	港北区大倉山一丁目 11 番 3 号
同	日本調剤妙蓮寺薬局	港北区菊名一丁目 9 番 10 号
同	妙蓮寺すいクリニック Sui Obstetrics & Gynecology	港北区菊名一丁目 9 番 10 号
同	妙蓮寺内科	港北区菊名一丁目 9 番 10 号
同	にじのわクリニック	港北区北新横浜一丁目 2 番地の 3
同	よこはま乳腺クリニック	港北区綱島東一丁目 2 番 6 号
同	一般社団法人再健会シン・整形外科綱島	港北区綱島東一丁目 7 番 10 号
同	日吉本町えがわ耳鼻咽喉科	港北区日吉本町四丁目 15 番 11 号
同	日吉本町薬局	港北区日吉本町四丁目 15 番 11 号
同	かもい脳神経クリニック	緑区鴨居三丁目 1 番 3 号
同	ココ第一薬局鴨居駅前店	緑区鴨居三丁目 1 番 3 号
同	グレースホームケアクリニック横浜	緑区長津田町 2,258 番地の 2
令和 5 年 11 月 13 日	アイン薬局いずみ中央店	泉区和泉中央南五丁目 4 番 13 号
同	いずみ中央駅ナカクリニック	泉区和泉中央南五丁目 4 番 13 号
令和 5 年 12 月 1 日	ニコデンタルクリニック戸塚歯科	戸塚区戸塚町 99 番地

2 指定訪問看護事業者

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和 5 年 10 月 1 日	大信産業株式会社	南区堀ノ内町 2 丁目 13 番地の 3	訪問看護ステーションハーベスト	南区大岡三丁目 12 番 25 号
同	株式会社アール・クラ	港南区野庭町 610 番地	アール・クラ横浜ベイ	南区南太田三丁目 5 番 8 号
同	藍プラン合同会社	港北区烏山町 210 番地	NEXT FLOW 訪問看護あおば	青葉区藤が丘一丁目 48 番地の 19

横浜市告示第 615 号

生活保護法に基づく施術者の指定

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による施術者として、次のとおり指定した。

令和 5 年 12 月 15 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	氏名	名称	所在地
令和 5 年 9 月 1 日	真野 敬久	真野治療院	緑区寺山町 906 番地の 51
令和 5 年 11 月 1 日	松本 彩加	オーロラ鍼灸マッサージ治療院	緑区長津田みなみ台六丁目 23 番地の 3
同	松本 直也	開設なし	青葉区さつきが丘 12 番地の 13
令和 5 年 12 月 1 日	大谷 祐希	きくな鍼灸マッサージ治療院	神奈川区西寺尾二丁目 24 番 2 号
同	佐藤 茂	開設なし	中区山下町 161 番地の 1
同	古庄 竜樹	整骨院ちとせ	港南区上大岡西三丁目 7 番 26 号
同	川口 毅	開設なし	保土ヶ谷区保土ヶ谷町 1 丁目 92 番地の 5
同	山崎 健太	はり、きゅう、あん摩マッサージ指圧ひまわり治療院都筑	都筑区中川一丁目 20 番 1 号
同	横塚 久美	同	同
同	長谷川 仁	KOA はり・きゅう・マッサージ治療院	栄区小山台二丁目 39 番 13 号
同	長谷川 理恵	同	同
同	堀越 将大	ひらいうめやしきはりきゅう院	東京都大田区蒲田 2 丁目 1 番 3 号
同	池淵 彩香	ひらいうめやしき整骨院	東京都大田区蒲田 2 丁目 1 番 3 号

横浜市告示第 616 号

生活保護法に基づく指定医療機関の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 12 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 診療所又は薬局

変更年月日	名称	所在地
令和 5 年 9 月 1 日	(新)医療法人社団やなぎ耳鼻咽喉科クリニック	青葉区あざみ野二丁目 9 番地の 1
	(旧)やなぎ耳鼻咽喉科クリニック	
令和 5 年 9 月 19 日	(新)医療法人社団新東京石心会横浜石心会病院	鶴見区豊岡町 21 番 1 号
	(旧)医療法人社団新東京石心会さいわい鶴見病院	
令和 5 年 10 月 1 日	(新)医療法人横浜未来ヘルスケアシステム戸塚共立いずみ野病院	泉区和泉中央北一丁目 40 番 34 号
	(旧)医療法人横浜未来ヘルスケアシステム戸塚共立リハビリテーション病院	

2 変更訪問看護事業者等

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和 5 年 9 月 7 日	ライフテンド株式会社	(新)瀬谷区三ツ境 173 番地の 4	てんど訪問看護ステーション	瀬谷区三ツ境 173 番地の 4
		(旧)南区浦舟町 1 丁目 1 番地の 11		

横浜市告示第 617 号

生活保護法に基づく指定施術者の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定施術者を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 12 月 15 日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	氏名	名称	所在地
令和 5 年 10 月 1 日	木 田 瞬	藤和マッサージ 二俣川	(新) 旭区中沢一丁目 7 番 25 号
			(旧) 旭区二俣川 1 丁目 32 番地
同	松 尾 順 子	同	(新) 旭区中沢一丁目 7 番 25 号
			(旧) 旭区二俣川 1 丁目 32 番地

横浜市告示第 618 号

生活保護法に基づく指定医療機関の休止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関を、次のとおり休止した旨の届出があった。

令和 5 年 12 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

診療所又は薬局

休止年月日	名称	所在地
令和 5 年 10 月 1 日	よこはまクリニック	緑区十日市場町 849 番地の 6

横浜市告示第 619 号

生活保護法に基づく指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 5 年 12 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 診療所又は薬局

廃止年月日	名称	所在地
令和 5 年 6 月 10 日	雨宮歯科医院	神奈川区三枚町 244 番地
令和 5 年 8 月 16 日	平石耳鼻咽喉科医院	金沢区釜利谷東二丁目 16 番 36 号
令和 5 年 8 月 21 日	坂田歯科クリニック	磯子区岡村五丁目 20 番 15 号
令和 5 年 8 月 27 日	南区休日急患診療所	南区永楽町 2 丁目 22 番地
令和 5 年 9 月 24 日	耳鼻咽喉科樋口医院	鶴見区豊岡町 6 番 7 号
令和 5 年 9 月 30 日	太田薬局	鶴見区下野谷町 3 丁目 88 番地
同	あけぼの薬局神大寺店	神奈川区神大寺一丁目 13 番 46 号
同	井出整形外科内科クリニック	西区久保町 43 番 11 号
同	まゆみ薬局	南区宮元町 2 丁目 36 番地
同	カレン薬局南横浜店	港南区上大岡西二丁目 1 番 19 号
同	秋本薬局鶴ヶ峰 2 号店	旭区鶴ヶ峰本町一丁目 2 番 17 号
同	ささお眼科	旭区二俣川 1 丁目 43 番地の 28
同	ユニスマイル薬局金沢文庫店	金沢区釜利谷東三丁目 1 番 3 号
同	内山歯科医院	港北区篠原東二丁目 1 番 34 号
同	しんよこメンタルク	港北区新横浜二丁目



	リニック分院	4 番地の 4
同	サニタ都筑薬局	都筑区荏田東四丁目 3 番 19 号
同	湘南薬局	戸塚区品濃町 548 番 地の 2
同	湘南薬品戸塚駅西口 薬局	戸塚区戸塚町 16 番地 の 1
同	安藤形成外科皮フ科 クリニック	戸塚区吉田町 112 番 地の 2
同	湘南薬品大船グラン シップ薬局	栄区笠間二丁目 2 番 1 号
令和 5 年 10 月 6 日	薬樹薬局矢向 6 丁目	鶴見区矢向六丁目 14 番 16 号
令和 5 年 10 月 14 日	さくら薬局横浜中島 店	南区中島町 4 丁目 85 番地
令和 5 年 11 月 30 日	日吉心療所	港北区日吉本町二丁 目 8 番 2 号

2 廃止訪問看護事業者

廃止年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	訪問看護ステ ーション等の 名称	訪問看護ステ ーション等の 所在地
令和 5 年 11 月 30 日	ヒューマン ネットワー ク株式会社	泉区新橋町 251 番地	訪問看護ステ ーション葵	泉区新橋町 25 1 番地の 2

横浜市告示第 620 号

生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関に次のとおりその指定の辞退があった。

令和 5 年 12 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

診療所又は薬局

辞退年月日	名称	所在地
令和 5 年 10 月 1 日	有限会社鈴木美芳堂 薬局	中区本郷町 3 丁目 69 番地
令和 5 年 10 月 10 日	すみれ薬局	中区伊勢佐木町 5 丁 目 129 番地
令和 5 年 11 月 30 日	上永谷レディースク リニック	港南区上永谷二丁目 11 番 1 号

横浜市告示第 621 号

生活保護法に基づく指定介護機関の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 12 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所 の所在地	居宅介護事業 所の名称	居宅介護事業 所の所在地
令和 3 年 7 月 1 日	ミモザ株式 会社	東京都品川 区南品川 2 丁目 2 番 5 号	(新)ミモザヘル パーステーション戸塚	戸塚区戸塚町 4,856 番地
			(旧)ミモザ在宅 療養支援ステ ーション横濱 花梨苑	
令和 4 年 8 月 1 日	株式会社や さしい手	東京都目黒 区大橋 2 丁 目 24 番 3 号	やさしい手菊 名訪問介護事 業所	(新)港北区錦が 丘 1 番 1 号
				(旧)港北区錦が 丘 11 番 18 号
令和 5 年 2 月 1 日	株式会社エ コーケアサ ービス	神奈川県片 倉二丁目 3 番 6 号	(新)エコーケア サービス 1（ ワン）	(新)港北区新横 浜一丁目 3 番 地の 1
			(旧)エコーケア サービス横濱 片倉	(旧)神奈川県片 倉二丁目 3 番 6 号
同	同	同	(新)エコーケア サービス 2（ ツー）	(新)港北区新横 浜一丁目 3 番 地の 1
			(旧)エコーケア サービス鶴見	(旧)鶴見区鶴見 中央五丁目 8 番 5 号
同	同	同	(新)エコーケア サービス 3（ スリー）	(新)港北区新横 浜一丁目 3 番 地の 1
			(旧)エコーケア サービス日吉	(旧)港北区日吉 本町一丁目 19 番 12 号

同	同	同	(新) エコーケア サービス 4 (フ ォー)	(新) 港北区新横 浜一丁目 3 番 地の 1
			(旧) エコーケア サービス 鶴見 豊岡	(旧) 鶴見区豊岡 町 17 番 19 号
令和 5 年 9 月 1 日	株式会社ト ウライブ	(新) 中区本牧 大里町 36 番 28 号	泉の里	中区本牧間門 3 番 8 号
		(旧) 南区南太 田一丁目 15 番 8 号		

2 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	居宅介護事業 所の名称	居宅介護事業 所の所在地
令和 5 年 6 月 1 日	みよの台薬 局株式会社	東京都豊島 区南池袋 2 丁目 25 番 5 号	(新) みよの台薬 局舞岡店	戸塚区舞岡町 3,410 番地
			(旧) あげぼの薬 局舞岡店	
令和 5 年 8 月 1 日	有限会社ソ ニック	(新) 中区新山 下一丁目 15 番 13 号	たんぽぽ薬局 二俣川店	旭区中沢一丁 目 46 番 7 号
		(旧) 茨城県神 栖市賀 2,10 8 番地の 15 7		

3 居宅介護事業者（地域密着型通所介護）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	居宅介護事業 所の名称	居宅介護事業 所の所在地
令和 5 年 8 月 1 日	特定非営利 活動法人ピ ッピ・親子 サポートネ ット	(新) 青葉区市 ヶ尾町 1,16 1 番地の 8	デイサービス さくら	青葉区大場町 174 番地の 28 0
		(旧) 青葉区荏 田西三丁目 1 番地の 19		
令和 5 年 9 月 1 日	株式会社ト ウライブ	(新) 中区本牧 大里町 36 番 28 号	泉の里	中区本牧間門 3 番 8 号
		(旧) 南区南太 田一丁目 15		

令和 5 年 10 月 2 日	株式会社イ ンターネッ トインフイ ニティー	番 8 号 (新)東京都千 代田区二番 町 11 番地 の 19	レコードブッ ク大口	神奈川県大口 仲町 35 番地 の 5
		(旧)東京都品 川区大崎 1 丁目 11 番 2 号		
同	同	(新)東京都千 代田区二番 町 11 番地 の 19	レコードブッ ク新横浜	港北区北新横 浜一丁目 2 番 地 の 3
		(旧)東京都品 川区大崎 1 丁目 11 番 2 号		
同	同	(新)東京都千 代田区二番 町 11 番地 の 19	レコードブッ ク新横浜駅前	港北区新横浜 一丁目 3 番地 の 10
		(旧)東京都品 川区大崎 1 丁目 11 番 2 号		

4 居宅介護支援事業者

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	居宅介護支援 事業所の名称	居宅介護支援 事業所の所在 地
平成 18 年 8 月 1 日	有限会社 在 宅ナースの 会	(新)金沢区柳 町 15 番地 の 6	六浦ケアセン ター	(新)金沢区柳町 15 番地 の 6
		(旧)金沢区六 浦一丁目 11 番 8 号		(旧)金沢区六浦 一丁目 11 番 8 号
令和 3 年 3 月 1 日	社会福祉法 人 育生会	保土ヶ谷区 狩場町 200 番地 の 9	よつば苑ケア プランセンタ ー	(新)保土ヶ谷区 狩場町 200 番 地 の 9
				(旧)南区六ツ川 二丁目 107 番

				地の 43
令和 4 年 11 月 7 日	株式会社金 沢居宅支援 センター	(新) 栄区尾月 13 番 2 号	金沢居宅支援 センター	(新) 金沢区六浦 一丁目 9 番 28 号
		(旧) 金沢区釜 利谷西三丁 目 29 番 10 号		(旧) 金沢区谷津 町 40 番地の 15
令和 5 年 4 月 20 日	株式会社ま いくるケア	川崎市幸区 南加瀬 5 丁 目 18 番 7 号	まいくるケア ステーション	(新) 鶴見区下末 吉二丁目 21 番 19 号
				(旧) 鶴見区栄町 通 3 丁目 28 番 地の 15

5 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	介護予防事業 所の名称	介護予防事業 所の所在地
令和 5 年 6 月 1 日	みよの台薬 局株式会社	東京都豊島 区南池袋 2 丁目 25 番 5 号	(新) みよの台薬 局舞岡店	戸塚区舞岡町 3,410 番地
			(旧) あけぼの薬 局舞岡店	
令和 5 年 8 月 1 日	有限会社ソ ニック	(新) 中区新山 下一丁目 15 番 13 号	たんぽぽ薬局 二俣川店	旭区中沢一丁 目 46 番 7 号
		(旧) 茨城県神 栖市賀 2,10 8 番地の 15 7		

6 介護予防・日常生活支援総合事業者（訪問型サービス）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	介護予防・日 常生活支援総 合事業所の名 称	介護予防・日 常生活支援総 合事業所の所 在 地
令和 3 年 7 月 1 日	ミモザ株式 会社	東京都品川 区南品川 2 丁目 2 番 5 号	(新) ミモザヘル パーステーシ ョン戸塚	戸塚区戸塚町 4,856 番地
			(旧) ミモザ在宅 療養支援ステ ーション横濱 花梨苑	
令和 4 年	株式会社や	東京都目黒	やさしい手菊	(新) 港北区錦が

8 月 1 日	さしい手	区大橋 2 丁目 24 番 3 号	名訪問介護事業所	丘 1 番 1 号 (旧)港北区錦が丘 11 番 18 号
令和 5 年 2 月 1 日	株式会社エコーケアサービス	神奈川県片倉 2 丁目 3 番 6 号	(新)エコーケアサービス 1 (ワン)	(新)港北区新横浜 1 丁目 3 番地の 1
			(旧)エコーケアサービス横濱片倉	(旧)神奈川県片倉 2 丁目 3 番 6 号
同	同	同	(新)エコーケアサービス 2 (ツー)	(新)港北区新横浜 1 丁目 3 番地の 1
			(旧)エコーケアサービス鶴見	(旧)鶴見区鶴見中央 5 丁目 8 番 5 号
同	同	同	(新)エコーケアサービス 3 (スリー)	(新)港北区新横浜 1 丁目 3 番地の 1
			(旧)エコーケアサービス日吉	(旧)港北区日吉本町 1 丁目 19 番 12 号
同	同	同	(新)エコーケアサービス 4 (フォー)	(新)港北区新横浜 1 丁目 3 番地の 1
			(旧)エコーケアサービス鶴見豊岡	(旧)鶴見区豊岡町 17 番 19 号
令和 5 年 9 月 1 日	株式会社トゥライブ	(新)中区本牧大里町 36 番 28 号	泉の里	中区本牧間門 3 番 8 号
		(旧)南区南太田 1 丁目 15 番 8 号		

7 介護予防・日常生活支援総合事業者（通所型サービス）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業所の名称	介護予防・日常生活支援総合事業所の所在地
令和 5 年 8 月 1 日	特定非営利活動法人ピ	(新)青葉区市ケ尾町 1, 16	デイサービス さくら	青葉区大場町 174 番地の 28

	ッピ・親子 サポートネ ット	1 番地の 8 (旧)青葉区荏 田西三丁目 1 番地の 19		0
令和 5 年 9 月 1 日	株式会社ト ウライブ	(新)中区本牧 大里町 36 番 28 号 (旧)南区南太 田一丁目 15 番 8 号	泉の里	中区本牧間門 3 番 8 号
令和 5 年 10 月 2 日	株式会社イ ンターネッ トインフイ ニティー	(新)東京都千 代田区二番 町 11 番地の 19 (旧)東京都品 川区大崎 1 丁目 11 番 2 号	レコードブッ ク大口	神奈川区大口 仲町 35 番地の 5
同	同	(新)東京都千 代田区二番 町 11 番地の 19 (旧)東京都品 川区大崎 1 丁目 11 番 2 号	レコードブッ ク新横浜	港北区北新横 浜一丁目 2 番 地の 3
同	同	(新)東京都千 代田区二番 町 11 番地の 19 (旧)東京都品 川区大崎 1 丁目 11 番 2 号	レコードブッ ク新横浜駅前	港北区新横浜 一丁目 3 番地 の 10



横浜市告示第 622 号

生活保護法に基づく指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 5 年 12 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 9 月 30 日	有限会社 ステップコーポレーション	神奈川県西神奈川三丁目 9 番地の 1	ステップ介護	神奈川県西神奈川三丁目 9 番地の 1
令和 5 年 10 月 31 日	合同会社 ライフデザイン大橋	東京都東山区田四丁目 7 番 20 号	訪問介護事業所 桔梗	青葉区荻子田三丁目 12 番地の 5

2 居宅介護支援事業者

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
令和 5 年 9 月 30 日	有限会社 ステップコーポレーション	神奈川県西神奈川三丁目 9 番地の 1	ステップ介護	神奈川県西神奈川三丁目 9 番地の 1
同	有限会社 在宅ナースの会	金沢区柳町 15 番地の 6	六浦ケアセンター	金沢区柳町 15 番地の 6
令和 5 年 10 月 1 日	株式会社 日本イノベーション	緑区十日市場町 813 番地の 9	居宅介護支援 オアシス	緑区長津田町 2,733 番地

横浜市告示第 623 号

特定生産緑地の指定

生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき特定生産緑地を指定したので、次のとおり一般の縦覧に供する

。

令和 5 年 12 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

1 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市環境創造局農政部農政推進課

都筑区茅ヶ崎中央 32 番 1 号

横浜市北部農政事務所

戸塚区戸塚町 16 番地の 17

横浜市南部農政事務所

2 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時まで

横浜市告示第 624 号

市道区域の供用の開始

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域の供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 12 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の供用開始の期日

令和 5 年 12 月 19 日

2 路線名及び道路の区域

路線名	区間	幅員	延長
三ツ沢 第 391 号線	保土ヶ谷区鎌谷町 299 番の 121 地先から 同 区同 町同 番の 5 地先まで	m 6.00	m 61.19
三ツ沢 第 398 号線	神奈川区三ツ沢西町 153 番の 1 地内から 保土ヶ谷区鎌谷町 299 番の 120 地先まで	5.25 ないし 18.55	146.05

公 告

横 浜 市 公 告 第 735 号

大 規 模 小 売 店 舗 の 変 更 の 届 出

大 規 模 小 売 店 舗 立 地 法 ( 平 成 10 年 法 律 第 91 号 ) 第 6 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 大 規 模 小 売 店 舗 の 変 更 の 届 出 が あ っ た の で 、 同 条 第 3 項 に お い て 準 用 す る 同 法 第 5 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 そ の 届 出 及 び 添 付 書 類 を こ の 公 告 の 日 か ら 4 か 月 間 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

な お 、 こ の 公 告 に 係 る 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 が そ の 周 辺 の 地 域 の 生 活 環 境 の 保 持 の た め 配 慮 す べ き 事 項 に つ い て 意 見 を 有 す る 者 は 、 こ の 公 告 の 日 か ら 4 か 月 以 内 に 、 横 浜 市 長 に 対 し 、 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。

令 和 5 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 届 出 の 概 要

- (1) 大 規 模 小 売 店 舗 の 名 称 及 び 所 在 地  
相 鉄 ジ ョ イ ナ ス ・ 太 洋 ビ ル ・ ダ イ ヤ モ ン ド 地 下 街  
西 区 南 幸 一 丁 目 5 番 1 号
- (2) 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名  
株 式 会 社 相 鉄 ア ー バ ン ク リ エ イ ツ  
代 表 取 締 役 左 藤 誠  
西 区 南 幸 二 丁 目 1 番 22 号
- (3) 変 更 し た 事 項

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
大 規 模 小 売 店 舗 の 名 称 及 び 所 在 地	相 鉄 ジ ョ イ ナ ス ・ 太 洋 ビ ル ・ 横 浜 ス テ ー シ ョ ン ビ ル ・ ダ イ ヤ モ ン ド 地 下 街 西 区 南 幸 一 丁 目 5 番 1 号 ほか	相 鉄 ジ ョ イ ナ ス ・ 太 洋 ビ ル ・ ダ イ ヤ モ ン ド 地 下 街 西 区 南 幸 一 丁 目 5 番 1 号
大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名	株 式 会 社 相 鉄 ア ー バ ン ク リ エ イ ツ 代 表 取 締 役 千 原 広 司 西 区 南 幸 二 丁 目 1 番 22 号 ほか 2 者	株 式 会 社 相 鉄 ア ー バ ン ク リ エ イ ツ 代 表 取 締 役 左 藤 誠 西 区 南 幸 二 丁 目 1 番 22 号

- (4) 変更の年月日  
令和 5 年 6 月 30 日 ほか
- (5) 変更した理由  
設置者の代表者変更のため ほか
- 2 届出年月日  
令和 5 年 11 月 2 日
- 3 縦覧場所  
中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 736 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 5 年 12 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 （仮称）クリエイト S・D 戸塚秋葉町店  
 戸塚区秋葉町 440 番の 1 ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 株式会社クリエイトエス・ディー  
 代表取締役 瀧屋 幸彦  
 青葉区荏田西二丁目 3 番地の 2
- (3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 廣瀬 泰三 青葉区荏田西二丁目 3 番地の 2	株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 瀧屋 幸彦 青葉区荏田西二丁目 3 番地の 2
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 廣瀬 泰三 青葉区荏田西二丁目 3 番地の 2	株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 瀧屋 幸彦 青葉区荏田西二丁目 3 番地の 2

- (4) 変更の年月日  
 令和 5 年 9 月 1 日
- (5) 変更した理由  
 設置者の代表者変更のため ほか

2 届出年月日

令和 5 年 11 月 22 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横 浜 市 公 告 第 737 号

事 後 調 査 結 果 報 告 書 の 提 出

横 浜 市 環 境 影 響 評 価 条 例 （ 平 成 22 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 46 号 ） 第 38  
条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 （ 仮 称 ） ア パ ホ テ ル & リ ゾ ー ト < 横 浜 ベ  
イ タ ワ ー > 新 築 工 事 に 係 る 事 後 調 査 結 果 報 告 書 の 提 出 が あ っ た 。

令 和 5 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春



横 浜 市 公 告 第 738 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定  
土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基  
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当  
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な  
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 5 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
金 沢 区 泥 亀 二 丁 目 85 番 の 3 の 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
テ トラ ク ロ ロ エ チ レ ン 、 ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン

横浜市公告第 739 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（令和 5 年 10 月横浜市公告第 604 号）により指定した区域の一部の指定を解除する。

令和 5 年 12 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 解除する形質変更時要届出区域の所在地  
神奈川県栗田谷 21 番の 6、21 番の 8、21 番の 21 及び 22 番の 2 の各一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
クロロエチレン、1, 1-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ふっ素及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
ふっ素及びその化合物
- 4 講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染状況調査の試料採取等を省略して形質変更時要届出区域に指定された土地について、当該省略した調査の過程を改めて実施した結果、土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合することを確認したため。

横浜市公告第 740 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の  
解除

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（平成 31 年 1 月横浜市公告第 21 号）により指定した区域の全部の指定を解除する。

令和 5 年 12 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 解除する形質変更時要届出区域の所在地  
西区みなとみらい五丁目 1 番の 11、1 番の 12 及び 1 番の 13 の各一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
砒素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置  
基準不適合土壤の掘削による除去

横浜市公告第 741 号

横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質  
変更時要届出区域の指定

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年 12 月横浜市条例  
第 58 号）第 67 条第 1 項の規定に基づき、次の土地の区域を特定有害  
物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとする  
ときの届出をしなければならない区域として指定する。

令和 5 年 12 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 条例形質変更時要届出区域の所在地  
金沢区昭和町 3,175 番の 21 の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
砒素及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物

横 浜 市 公 告 第 742 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 変 更

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 ( 平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号 ) 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 排 水 設 備 指 定 工 事 店 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 5 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

変 更 年 月 日	指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
令 和 5 年 10 月 1 日	00936	有 限 会 社 山 本 設 備 工 業	(新) 山 本 武 秀	旭 区 川 井 本 町 16 番 地 の 6
			(旧) 山 本 清	
令 和 5 年 9 月 30 日	10474	株 式 会 社 加 藤 組	(新) 浅 田 英 木	西 区 み な と み ら い 二 丁 目 2 番 1 号
			(旧) 齋 藤 寛	

横 浜 市 公 告 第 743 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 変 更

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 ( 平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号 ) 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 排 水 設 備 指 定 工 事 店 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 5 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

変 更 年 月 日	指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
令 和 5 年 10 月 31 日	00539	三 ツ 矢 設 備 工 業 株 式 会 社	(新) 田 中 信 正	西 区 久 保 町 4 番 12 号
			(旧) 田 中 孝 行	

横 浜 市 公 告 第 744 号

建 築 協 定 の 認 可

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 73 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ  
き、ジェネヒルあざみ野 B 地区建築協定を認可した。

その建築協定書は、横浜市建築局建築指導部建築企画課において  
一般の縦覧に供する。

令 和 5 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横浜市公告第 745 号

総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定  
 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 86 条の 2 第 1 項の規定に基づき、総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造を次のとおり認定した。

令和 5 年 12 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

認定年月日	認定番号	一団地	申請者
令和 5 年 12 月 5 日	第 1134 号	磯子区洋光 台二丁目 1 番	独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 本部長 倉上 卓也



横 浜 市 公 告 第 746 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 5 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
平 成 29 年 4 月 20 日 第 28 開 105 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
さ いた ま 市 中 央 区 上 落 合 8 丁 目 3 番 32 号  
株 式 会 社 島 忠  
代 表 取 締 役 岡 野 恭 明
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
鶴 見 区 岸 谷 三 丁 目 781 番 の 1 の 一 部 及 び 781 番 の 6 か ら 781 番  
の 8 ま で

横 浜 市 公 告 第 747 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 5 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 2 年 9 月 14 日 第 2020 開 301 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
西 区 戸 部 本 町 9 番 11 号  
医 療 法 人 恵 仁 会 松 島 病 院  
理 事 長 松 島 誠
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
西 区 御 所 山 町 31 番 の 4 及 び 31 番 の 6 並 び に 戸 部 本 町 256 番 の 1  
及 び 256 番 の 5

横浜市公告第 748 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和 5 年 12 月 15 日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号  
令和 2 年 9 月 29 日 第 2020 開 607 号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪市北区梅田 1 丁目 3 番 1 - 1200 号  
医療法人徳洲会  
理事長 東 上 震 一
- 3 開発区域に含まれる地域の名称  
港南区日野三丁目 380 番の 1 の一部、380 番の 2、380 番の 3 の一部、380 番の 13、381 番の 5 の一部、381 番の 6 の一部、381 番の 7 の一部、382 番の一部、383 番、384 番、384 番の 2、384 番の 3、385 番の 1、385 番の 2、386 番、386 番の 2、387 番、387 番の 2、（筆界未定 388 番の 1 及び 388 番の 2）の一部、388 番の 3、389 番、389 番の 2、390 番、390 番の 2、391 番の 1、391 番の 2、391 番の 3 の一部、391 番の 4、391 番の 5、392 番の 2、392 番の 3 の一部、392 番の 4、392 番の 9 の一部及び 392 番の 10

横 浜 市 公 告 第 749 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 5 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 5 年 7 月 19 日 第 2023 開 1105 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
東 京 都 杉 並 区 西 荻 北 2 丁 目 1 番 11 号  
株 式 会 社 三 栄 建 築 設 計  
代 表 取 締 役 千 葉 理 恵
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
港 北 区 師 岡 町 93 番 の 7 か ら 93 番 の 11 ま で 、 101 番 の 14 及 び 101  
番 の 15

横 浜 市 公 告 第 750 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 5 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 5 年 8 月 8 日 第 2023 開 804 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
旭 区 本 村 町 61 番 地  
内 田 ヒロ子
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
旭 区 中 尾 一 丁 目 40 番 の 15 、 40 番 の 16 及 び 40 番 の 71 の 各 一 部

横浜市公告第 751 号

建築基準法に基づく道路の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 4 号の規定に基づく道路を、次のとおり指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 12 月 15 日

横浜市長 山中竹春

道路の番号及び路線名	指定年月日	道路の幅員	道路の延長	指定の場所		備考
				起点	終点	
横浜国際港都建設道路 3・4・12 鴨居上飯田線（本宿・二俣川）	令和 5 年 11 月 30 日	18.00 m	42.95 m	旭区二俣川 2 丁目	旭区二俣川 2 丁目	—

横 浜 市 公 告 第 752 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 5 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号  
第 2023 ・ 14 ・ 4 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 5 年 11 月 27 日
- 3 道 路 の 幅 員  
5.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
18.10 m
- 5 指 定 の 場 所  
瀬 谷 区 本 郷 二 丁 目 26 番 の 37 、 26 番 の 48 、 26 番 の 55
- 6 申 請 者 の 氏 名  
株 式 会 社 真 和 産 業  
代 表 取 締 役 川 口 俊 彦

横浜市公告第 753 号

建築基準法に基づく指定道路の廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 12 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 一部廃止する道路の指定番号  
第 38・99 号
- 2 廃止年月日  
令和 5 年 12 月 4 日
- 3 廃止部分の道路の幅員  
6.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長  
100.50 m
- 5 廃止の場所  
港北区新羽町 1,676 番の 2 地先から 1,745 番の 6 地先まで



横浜市公告第 754 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 12 月 15 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号  
第 32・87 号
- 2 廃止年月日  
令和 5 年 11 月 29 日
- 3 廃止部分の道路の幅員  
6.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長  
30.80 m
- 5 廃止の場所  
旭区川島町 1,973 番の 5 地先から 1,976 番の 12 地先まで

横浜市公告第 755 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 12 月 15 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号  
第 35・17 号
- 2 廃止年月日  
令和 5 年 12 月 4 日
- 3 廃止部分の道路の幅員  
5.00 m 及び 15.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長  
98.80 m
- 5 廃止の場所  
旭区二俣川 2 丁目 36 番の 5 地先から 36 番の 18 地先まで及び 86 番の 6 地先から 86 番の 7 地先まで

横浜市公告第 756 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 12 月 15 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号  
第 38・120 号
- 2 廃止年月日  
令和 5 年 11 月 29 日
- 3 廃止部分の道路の幅員  
6.00 m 及び 7.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長  
208.50 m
- 5 廃止の場所  
金沢区富岡西一丁目 2,671 番の 266 地先から 2,685 番の 3 地先まで

横浜市公告第 757 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 12 月 15 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号  
第 37・62 号
- 2 廃止年月日  
令和 5 年 11 月 15 日
- 3 廃止部分の道路の幅員  
6.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長  
75.20 m
- 5 廃止の場所  
港北区高田西三丁目 280 番の 2 地先から高田西四丁目 184 番の  
21 地先まで

横浜市公告第 758 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 12 月 15 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号  
第 35・18 号
- 2 廃止年月日  
令和 5 年 12 月 5 日
- 3 廃止部分の道路の幅員  
6.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長  
32.90 m
- 5 廃止の場所  
戸塚区深谷町 55 番の 52 地先から 97 番の 15 地先まで

横浜市公告第 759 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

令和 5 年 12 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 廃止年月日

令和 5 年 12 月 4 日

2 廃止部分の道路の幅員

4.00 m

3 廃止部分の道路の延長

22.25 m

4 廃止の場所

南区白妙町 1 丁目 1 番の 16、1 番の 17、1 番の 20、1 番の 21 の各一部及び 1 番の 19

横 浜 市 公 告 第 760 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ  
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 5 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 廃 止 年 月 日

令 和 5 年 12 月 6 日

2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員

4.00 m

3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長

13.80 m

4 廃 止 の 場 所

栄 区 鍛 冶 ケ 谷 二 丁 目 56 番 の 51 、 56 番 の 125 及 び 991 番 の 96 の 各  
一 部

横 浜 市 公 告 第 761 号

土 地 区 画 整 理 組 合 の 解 散 の 認 可

土 地 区 画 整 理 法 （ 昭 和 29 年 法 律 第 119 号 ） 第 45 条 第 2 項 の 規 定 に  
基 づ き 、 川 和 町 駅 周 辺 西 地 区 土 地 区 画 整 理 組 合 の 解 散 を 認 可 し た 。

令 和 5 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春



区 告 示

金 沢 区 告 示 第 16 号 ( 令 和 5 年 12 月 7 日 掲 示 済 )

認 可 地 縁 団 体 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 ( 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ) 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に 基 づ き 、 湘 南 六 浦 自 治 会 か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 5 年 12 月 7 日

横 浜 市 金 沢 区 長 永 井 京 子

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	梅 村 晃 金 沢 区 六 浦 南 一 丁 目 11 番 21 号	小 林 恵 一 金 沢 区 六 浦 南 一 丁 目 6 番 1 号

水道局

横浜市水道局企業職員の給与に関する規程及び横浜市水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 5 年 11 月 30 日

横浜市水道事業管理者  
水道局長 山岡 秀一

水道局規程第 7 号（令和 5 年 11 月 30 日 掲 示 済）

横浜市水道局企業職員の給与に関する規程及び横浜市水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

（横浜市水道局企業職員の給与に関する規程の一部改正）

第 1 条 横浜市水道局企業職員の給与に関する規程（昭和 35 年 3 月水道局規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 第 1 項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000
7	839,000

第 20 条第 1 項中「5 日」を「21 日」に改め、同条第 3 項中「2 日、3 日又は 4 日」を「18 日、19 日又は 20 日」に改める。

第 36 条の 2 第 4 項第 1 号中「8 級の職員（局長級の職が本職務である者を除く。）」の次に「又は水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 19 条に規定する水道技術管理者」を加え、「110,000 円」を「95,500 円」に改める。

第 37 条の 2 中「翌々月」を「翌月」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1 水道局事務・技術職員給料表

職員 の区 分	職務 の給 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給与 月額	給与 月額	給与 月額	給与 月額	給与 月額	給与 月額	給与 月額	給与 月額
定 年	1	円 144,900	円 211,000	円 230,400	円 244,900	円 266,300	円 319,000	円 457,000	円 544,300

前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	2	146,000	212,800	232,200	246,600	268,500	321,700	460,000	546,600
	3	147,100	214,500	234,000	248,200	270,800	324,500	463,100	548,900
	4	148,100	216,400	235,700	250,400	273,000	327,300	466,100	551,200
	5	149,000	218,000	237,300	252,600	275,200	330,000	469,200	553,400
	6	150,000	219,600	239,100	254,800	277,300	332,700	472,300	555,500
	7	151,000	221,000	240,900	256,900	279,400	335,400	475,300	557,500
	8	152,100	222,500	242,800	259,000	281,500	338,200	478,200	559,500
	9	153,100	224,100	244,600	261,100	283,600	340,900	481,000	561,500
	10	154,200	225,600	246,400	263,200	285,700	343,600	483,400	563,500
	11	155,300	227,100	248,000	265,300	287,800	346,300	485,700	565,400
	12	156,400	228,700	249,800	267,500	290,000	349,100	487,900	567,200
	13	157,500	230,200	251,500	269,700	292,200	351,900	490,100	569,100
	14	158,500	232,100	253,400	271,800	294,400	354,600	491,500	570,900
	15	159,500	234,000	254,900	273,900	296,500	357,400	492,900	572,700
	16	160,600	235,700	256,600	276,000	298,600	360,200	494,300	574,500
	17	161,600	237,300	258,200	278,100	300,700	363,000	495,700	576,200
	18	162,700	239,100	259,900	280,300	302,900	365,800	497,000	577,800
	19	163,800	240,900	261,800	282,500	305,000	368,500	498,300	579,300
	20	164,800	242,800	263,500	284,800	307,000	371,200	499,600	580,700
	21	165,800	244,600	265,300	286,900	309,100	374,000	500,600	582,100
	22	166,900	246,400	267,200	289,000	311,200	376,700	501,600	583,400
	23	168,000	248,000	269,000	291,100	313,400	379,500	502,500	584,700
	24	169,100	249,800	270,800	293,200	315,600	382,300	503,300	585,900
	25	170,300	251,500	272,600	295,200	317,900	385,000	504,100	587,100
	26	171,900	253,400	274,400	297,400	320,100	387,800	504,900	588,400
	27	173,500	254,900	276,100	299,500	322,400	390,600	505,700	589,600
	28	175,100	256,600	278,000	301,500	324,700	393,400	506,600	590,900
	29	176,700	258,200	279,700	303,400	327,000	396,000	507,400	592,100
	30	178,600	259,900	281,400	305,500	329,300	398,700	508,200	593,300
	31	180,900	261,800	283,200	307,600	331,600	401,300	509,000	594,500
	32	183,100	263,500	285,000	309,700	333,900	403,900	509,800	595,800
	33	185,400	265,200	286,600	311,700	336,200	406,500	510,600	597,000

34	187,800	267,100	288,300	313,900	338,400	409,000	511,400	598,200
35	190,300	268,900	290,000	316,100	340,600	411,500	512,200	599,500
36	192,800	270,700	291,700	318,400	342,700	414,000	513,100	600,700
37	195,100	272,500	293,400	320,500	344,800	416,500	513,900	601,900
38	196,500	274,300	295,100	322,500	346,800	418,900	514,700	603,100
39	197,600	276,100	297,100	324,700	348,900	421,400	515,600	604,300
40	198,800	278,000	299,100	326,900	350,900	423,900	516,500	605,600
41	199,900	279,600	301,100	328,900	352,800	426,300	517,300	606,800
42	201,300	281,400	303,200	331,100	354,800	428,500	518,100	608,000
43	202,700	283,100	305,400	333,200	356,800	430,700	519,000	609,200
44	204,100	284,900	307,600	335,400	358,700	432,800	519,900	610,500
45	205,400	286,300	309,700	337,500	360,600	434,900	520,700	611,700
46	206,800	287,300	311,800	339,600	362,400	436,900	521,500	612,900
47	208,100	288,500	314,000	341,800	364,100	438,800	522,300	614,100
48	209,500	289,700	316,200	344,000	365,800	440,600	523,200	615,300
49	211,000	290,800	318,300	346,100	367,400	442,300	524,000	616,500
50	212,700	292,500	320,500	348,100	368,900	444,000	524,800	617,700
51	214,400	294,300	322,600	350,100	370,300	445,600	525,600	618,900
52	216,300	296,200	324,700	352,100	371,800	447,100	526,500	620,100
53	217,900	298,000	326,800	354,100	373,100	448,500	527,400	621,400
54	219,600	299,900	328,900	356,000	374,400	449,800	528,200	622,600
55	221,000	301,800	330,900	357,900	375,700	451,000	529,000	623,800
56	222,500	303,500	332,900	359,700	377,000	452,100	529,900	625,100
57	223,900	305,400	334,800	361,300	378,300	453,100	530,800	626,300
58	225,400	307,400	336,800	362,700	379,500	454,000	531,600	
59	227,000	309,300	338,700	364,200	380,700	454,900	532,400	
60	228,700	311,100	340,600	365,600	381,800	455,700	533,200	
61	230,200	312,900	342,500	367,000	382,800	456,400	534,100	
62	232,100	314,500	344,300	368,300	383,800	457,100		
63	233,900	316,200	346,000	369,500	384,800	457,800		
64	235,700	317,800	347,700	370,700	385,700	458,500		
65	237,300	319,500	349,300	371,800	386,600	459,100		

66	239,100	320,800	350,800	372,800	387,400	459,700
67	240,900	322,000	352,200	373,800	388,100	460,400
68	242,800	323,300	353,600	374,700	388,800	461,100
69	244,600	324,400	354,900	375,500	389,500	461,800
70	246,400	325,600	356,200	376,300	390,100	462,400
71	248,000	326,700	357,500	377,100	390,700	463,100
72	249,800	327,800	358,700	377,800	391,400	463,800
73	251,500	328,800	359,800	378,500	392,100	464,400
74	253,200	329,900	360,800	379,200	392,700	465,000
75	254,900	331,100	361,700	379,800	393,300	465,700
76	256,600	332,200	362,600	380,300	393,800	466,400
77	258,200	333,200	363,500	380,700	394,400	467,000
78	259,900	334,100	364,300	381,200	394,900	467,700
79	261,700	335,000	365,000	381,700	395,400	468,400
80	263,500	335,800	365,600	382,100	395,900	469,000
81	265,100	336,500	366,200	382,500	396,400	469,600
82	266,900	337,200	366,900	383,000	396,800	470,300
83	268,700	337,900	367,500	383,400	397,300	471,000
84	270,400	338,500	368,100	383,800	397,700	471,600
85	272,000	339,100	368,600	384,100	398,100	472,200
86	273,800	339,700	369,000	384,500	398,600	472,800
87	275,600	340,300	369,400	384,900	399,000	473,500
88	277,400	340,900	369,800	385,300	399,400	474,200
89	278,900	341,400	370,200	385,700	399,800	474,800
90	280,800	341,900	370,600	386,200	400,200	475,500
91	282,600	342,400	371,000	386,600	400,700	476,200
92	284,500	342,900	371,300	387,000	401,100	476,800
93	286,300	343,500	371,700	387,300	401,500	477,400
94	287,200	344,000	372,100	387,700	402,000	478,100
95	287,900	344,400	372,500	388,100	402,400	478,800
96	288,700	344,900	372,900	388,500	402,800	479,500
97	289,300	345,400	373,200	388,800	403,200	480,100

98	290,000	345,900	373,600	389,200	403,600	480,800
99	290,500	346,400	373,900	389,700	404,100	481,500
100	291,100	346,900	374,300	390,100	404,500	482,100
101	291,700	347,300	374,600	390,500	404,900	482,700
102	292,300	347,600	375,000	390,900	405,400	483,400
103	292,800	347,900	375,300	391,300	405,800	484,100
104	293,500	348,200	375,700	391,700	406,200	484,700
105	294,200	348,500	376,000	392,100	406,600	485,400
106	294,800		376,400	392,600	407,100	486,000
107	295,400		376,800	393,100	407,500	486,700
108	296,000		377,100	393,500	407,900	487,300
109	296,600		377,400	393,800	408,300	488,000
110	297,100		377,800	394,200	408,800	488,700
111	297,600		378,200	394,700	409,200	489,300
112	298,200		378,500	395,100	409,600	489,900
113	298,800		378,900	395,500	410,000	490,600
114	299,200		379,300	396,000	410,400	491,300
115	299,700		379,700	396,400	410,900	491,900
116	300,100		380,000	396,800	411,300	492,500
117	300,400		380,400	397,100	411,700	493,200
118	300,700		380,800	397,500	412,100	493,900
119	301,000		381,200	398,000	412,600	494,600
120	301,300		381,500	398,400	413,000	495,200
121	301,700		381,900	398,800	413,400	495,800
122	302,000		382,300	399,300	413,900	
123	302,300		382,600	399,700	414,400	
124	302,600		383,000	400,100	414,800	
125	303,000		383,300	400,400	415,200	
126	303,300		383,700	400,800	415,600	
127	303,600		384,100	401,300	416,100	
128	303,900		384,400	401,700	416,500	
129	304,300		384,800	402,100	416,900	

130			385,200	402,600	417,400				
131			385,500	403,100	417,800				
132			385,800	403,500	418,200				
133			386,100	403,800	418,600				
134				404,200	419,100				
135				404,700	419,600				
136				405,100	420,000				
137				405,500	420,400				
138				406,000	420,800				
139				406,500	421,200				
140				406,900	421,600				
141				407,300	422,000				
142				407,800					
143				408,200					
144				408,600					
145				409,000					
146				409,500					
147				410,000					
148				410,400					
149				410,800					
定年前再任用短時間勤務職員	184,600	211,700	247,300	264,500	285,500	317,400	353,300	386,400	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第 2 水道局技能職員等給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級
		給与月額	給与月額	給与月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円
	1	144,900	211,000	228,100
	2	146,000	212,800	229,900
	3	147,100	214,500	231,700
	4	148,100	216,400	233,300
	5	149,000	218,000	234,900
	6	150,000	219,600	236,700
	7	151,000	221,000	238,500
	8	152,100	222,500	240,300
	9	153,100	224,100	242,100
	10	154,200	225,600	243,900
	11	155,300	227,100	245,600
	12	156,400	228,700	247,300
	13	157,500	230,200	249,000
	14	158,500	232,100	250,900
	15	159,500	234,000	252,400
	16	160,600	235,700	254,000
	17	161,600	237,300	255,600
	18	162,700	239,100	257,300
	19	163,800	240,900	259,100
	20	164,800	242,800	260,800
	21	165,800	244,600	262,600
	22	166,900	246,400	264,500
	23	168,000	248,000	266,200
	24	169,100	249,800	268,000
	25	170,300	251,500	269,800
	26	171,900	253,400	271,600
	27	173,500	254,900	273,200
28	175,100	256,600	275,100	



29	176,700	258,200	276,800
30	178,600	259,900	278,600
31	180,900	261,800	280,300
32	183,100	263,500	282,100
33	185,400	265,200	283,700
34	187,800	267,100	285,400
35	190,300	268,900	287,000
36	192,800	270,700	288,700
37	195,100	272,500	290,400
38	196,500	274,300	292,100
39	197,600	276,100	294,000
40	198,800	278,000	296,000
41	199,900	279,600	298,000
42	201,300	281,400	300,100
43	202,700	283,100	302,200
44	204,100	284,900	304,400
45	205,400	286,300	306,500
46	206,800	287,300	308,600
47	208,100	288,500	310,800
48	209,500	289,700	312,900
49	211,000	290,800	315,000
50	212,700	292,500	317,200
51	214,400	294,300	319,300
52	216,300	296,200	321,400
53	217,900	298,000	323,400
54	219,600	299,900	325,500
55	221,000	301,800	327,500
56	222,500	303,500	329,500
57	223,900	305,400	331,300
58	225,400	307,400	333,300
59	227,000	309,300	335,200
60	228,700	311,100	337,100

61	230,200	312,900	338,900
62	232,100	314,500	340,700
63	233,900	316,200	342,400
64	235,700	317,800	344,100
65	237,300	319,500	345,700
66	239,100	320,800	347,200
67	240,900	322,000	348,500
68	242,800	323,300	350,000
69	244,600	324,400	351,200
70	246,400	325,600	352,500
71	248,000	326,700	353,800
72	249,800	327,800	355,000
73	251,500	328,800	356,000
74	253,200	329,900	357,000
75	254,900	331,100	358,000
76	256,600	332,200	358,800
77	258,200	333,200	359,800
78	259,900	334,100	360,500
79	261,700	335,000	361,200
80	263,500	335,800	361,800
81	265,100	336,500	362,400
82	266,900	337,200	363,100
83	268,700	337,900	363,700
84	270,400	338,500	364,200
85	272,000	339,100	364,800
86	273,800	339,700	365,200
87	275,600	340,300	365,600
88	277,400	340,900	365,900
89	278,900	341,400	366,300
90	280,800	341,900	366,700
91	282,600	342,400	367,100
92	284,500	342,900	367,500

93	286,300	343,500	367,900
94	287,200	344,000	368,200
95	287,900	344,400	368,600
96	288,700	344,900	369,000
97	289,300	345,400	369,300
98	290,000	345,900	369,700
99	290,500	346,400	370,000
100	291,100	346,900	370,400
101	291,700	347,300	370,700
102	292,300	347,600	371,100
103	292,800	347,900	371,400
104	293,500	348,200	371,800
105	294,200	348,500	372,100
106	294,800		372,400
107	295,400		372,900
108	296,000		373,200
109	296,600		373,500
110	297,100		373,900
111	297,600		374,200
112	298,200		374,500
113	298,800		374,900
114	299,200		375,300
115	299,700		375,800
116	300,100		376,100
117	300,400		376,400
118	300,700		376,800
119	301,000		377,200
120	301,300		377,500
121	301,700		377,900
122	302,000		378,300
123	302,300		378,600
124	302,600		379,000

	125	303,000		379,300
	126	303,300		379,700
	127	303,600		380,100
	128	303,900		380,400
	129	304,300		380,800
	130			381,200
	131			381,500
	132			381,800
	133			382,100
定年前再任用短時間勤務職員		184,600	211,700	247,300

備考 この表は、技能職員及び作業職員に適用する。

(横浜市水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部改正)

第 2 条 横浜市水道局会計年度任用職員の給与に関する規程(令和 2 年 3 月水道局規程第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条 第 2 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 132.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。

(適用)

2 第 1 条の規定による改正後の横浜市水道局企業職員の給与に関する規程(以下「新規程」という。)の規定は、令和 5 年 12 月 1 日から適用する。ただし、第 4 条の 2 第 1 項、第 36 条の 2 第 4 項並びに別表第 1 及び別表第 2 の改正規定は、令和 5 年 4 月 1 日から、第 37 条の 2 の改正規定は、令和 5 年 11 月 1 日から適用する。(令和 5 年 12 月 1 日に在職する会計年度任用職員に対して支給する期末手当に関する特例処置)

3 令和 5 年 12 月 1 日に在職する会計年度任用職員(横浜市水道局会計年度任用職員の給与に関する規程(令和 2 年 3 月水道局規程第 11 号)第 8 条に規定する者に限る。)に対して支給する同日に係る期末手当に関する第 2 条の規定による改正後の横浜市水道局

会計年度任用職員の給与に関する規程第 8 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 132.5」とあるのは、「100 分の 137.5」とする。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(給与の内払)

- 5 新規程の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の横浜市水道局企業職員の給与に関する規程の規定に基づいて職員に支払われた給与は、新規程の規定による給与の内払とみなす。

交通局

交通局告示第 10 号

横浜市乗合自動車の運転系統の一部改正

横浜市乗合自動車の運転系統（平成 24 年 3 月交通局告示第 8 号）の一部を次のように改正し、令和 5 年 12 月 23 日から実施する。

令和 5 年 12 月 15 日

横浜市交通事業管理者  
 交通局長 三 村 庄 一

1 普通系統の表 13 の項中、

「

13	ア	鶴見駅前～綱島駅前	三ツ池道、駒岡、一の瀬、大綱橋	往 6.970 復 7.010	
	イ	鶴見駅前～一の瀬		往 5.100 復 5.100	
	ウ	鶴見駅前～新横浜駅前	三ツ池道、駒岡、一の瀬、大曾根町	往 9.580 復 9.580	
	エ	鶴見郵便局前～一の瀬	鶴見駅前、三ツ池道、駒岡、一の瀬	5.670	復路のみ

」

を、

「

13	ア	鶴見駅前～綱島駅入口	三ツ池道、駒岡、一の瀬、大綱橋	6.750	往路のみ
	イ	鶴見駅前～新綱島駅	三ツ池道、駒岡、一の瀬、大綱橋	6.890	復路のみ
	ウ	鶴見駅前～一の瀬	三ツ池道、駒岡	往 5.100 復 5.100	
	エ	鶴見駅前～新横浜	三ツ池道	往 9.580	

		浜 駅 前	、 駒 岡 、 一 の 瀬 、 大 曾 根 町	復 9.580	
	オ	鶴 見 郵 便 局 前 ~ 一 の 瀬	鶴 見 駅 前 、 三 ツ 池 道 、 駒 岡 、 一 の 瀬	5.670	復 路 の み

に 改 め 、 同 表 59 の 項 中 、

「

59		横 浜 駅 西 口 ~ 綱 島 駅 前	浦 島 丘	往 10.270 復 10.660	
----	--	------------------------	-------	----------------------	--

を 、

「

59	ア	横 浜 駅 西 口 ~ 新 綱 島 駅	浦 島 丘 、 綱 島 駅 入 口	10.370	往 路 の み
	イ	横 浜 駅 西 口 ~ 新 綱 島 駅	浦 島 丘 、 菊 名 駅 前	10.540	復 路 の み
	ウ	横 浜 駅 西 口 ~ 大 豆 戸 交 差 点	浦 島 丘 、 菊 名 駅 前	往 7.880 復 8.230	

に 改 め る 。

教育委員会

横浜市教育委員会告示第 28 号

横浜市指定有形文化財の指定

横浜市文化財保護条例（昭和 62 年 12 月横浜市条例第 53 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、次の文化財を横浜市指定有形文化財に指定する。

令和 5 年 12 月 15 日

横浜市教育委員会

名 称	員 数	所 有 者	所 在 の 場 所
彫 刻			
木造釈迦如来坐像	1 軀	宗教法人寶林寺	南区永田北一丁目 6 番 9 号
古 文 書			
印融授与覚日伝法許可状	1 通	宗教法人宝生寺	金沢区金沢町 142 番地（神奈川県立金沢文庫）
建 造 物			
松尾神社本殿	1 棟	宗教法人松尾神社	戸塚区上矢部町 421 番地
篠塚八幡社本殿	1 棟	宗教法人松尾神社	戸塚区上矢部町 1,949 番地
坂本第六社本殿	1 棟	宗教法人第六社	戸塚区上矢部町字坂本 2,969 番地



---

区選挙管理委員会

---

港北区選挙管理委員会告示第 19 号（令和 5 年 12 月 4 日揭示済）

委員長等の氏名

令和 5 年 12 月 2 日次の者が、本委員会委員長及び委員長職務代理者に就任した。

令和 5 年 12 月 4 日

横浜市港北区選挙管理委員会

委員長

大 澤 次 男

委員長職務代理者

磯 貝 英 男

緑区選挙管理委員会告示第 18 号（令和 5 年 12 月 4 日揭示済）

委員長等の氏名

令和 5 年 12 月 2 日次の者が、本委員会委員長及び委員長職務代理者に就任した。

令和 5 年 12 月 4 日

横浜市緑区選挙管理委員会

委員長

内 田 稔

委員長職務代理者

竹 内 秀 樹

青葉区選挙管理委員会告示第 18 号（令和 5 年 12 月 4 日揭示済）

委員長等の氏名

令和 5 年 12 月 2 日次の者が、本委員会委員長及び委員長職務代理者に就任した。

令和 5 年 12 月 4 日

横浜市青葉区選挙管理委員会

委員長

吉 岡 永 二

委員長職務代理者

谷 本 新 太 郎

都 筑 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 20 号 ( 令 和 5 年 12 月 4 日 掲 示 済 )

委 員 長 等 の 氏 名

令 和 5 年 12 月 2 日 次 の 者 が 、 本 委 員 会 委 員 長 及 び 委 員 長 職 務 代 理  
者 に 就 任 し た 。

令 和 5 年 12 月 4 日

横 浜 市 都 筑 区 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長

岡 本 政 治

委 員 長 職 務 代 理 者

横 溝 輝 久

---

人事委員会

---

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 12 月 15 日

横浜市人事委員会

横浜市人事委員会規則第 15 号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成 19 年 3 月横浜市人事委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中

「		「
146,500		158,500
150,700		162,700
154,900		166,900
159,900		171,900
166,600		178,600
175,800	を	187,800
184,700		196,500
190,300		201,300
196,600		206,800
203,300		212,700
211,000		219,600
217,600		225,400
	」	」

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。